



★児童相談所の仕組み

児童相談所は原則18歳未満の児童に関する相談に応じます。

相談に応じるためには・庶務課・相談調査課（中央児童相談所は調査課、措置課に分かれている）・診断指導課・一時保護課で構成され、それぞれの役割、機能を果たしています。

★具体的には

庶務課…事務職員が所の庶務、施設措置費負担金の徴収事務を行っています。

相談調査課…1、児童福祉司 2、児童相談員 3、里親対応相談員 4、虐待対応協力員がいます。

1、児童福祉司は地域担当制を取っていて、児童・家庭に対し、地域や関係機関等と連携し調査支援を行っています。従って里親委託をする児童に関しても家庭を調査し、在宅で支援できるか、施設入所が必要か、里親委託が適当か判断し、意見を所の会議に提出します。会議では児童相談所として児童の処遇を相互判断します。

2、児童相談員は相談の受付各種会議の開催、措置業務、里親委託等里親関係業務を里親対応専門員と共に行います。

3、里親対応相談員は里親の支援を行います。児童相談員や児童福祉司と共に行動します。

4、虐待対応協力員は児童福祉司と共に家庭・地域・関係機関等の調査支援を行います。

診断指導課…児童心理司児童、その保護者に対して心理的アプローチをし、支援します。

一時保護した児童は必ず心理診断を行います。従って里親に委託する児童は全員心理診断を行います。

一時保護課…児童指導員、保育士により24時間体制の中で一時保護児童の支援を行います。



★ 相談の流れ

相談は電話、文書、来所等どのような形でもまず、児童相談員が受付をします。児童相談所はチームで支援を行っているので定例会議や緊急会議で担当者を決定し、支援の内容や方向性を検討します。

会議とは、週に一度の定例会議のほか緊急対応が必要と判断された場合にはその都度会議を開催します。(但し、虐待通告に関しては必ず即行います)

会議には、所長、各課長、課の職員が参加します。(場合によっては担当者も参加します)



★ 里親関係の流れ

児童相談員と里親対応専門員が窓口になっています。

平成21年度から児童福祉法の改正により登録申込前の研修が義務付けされ、研修終了後に申し込みをすることになりました。

里親申込書の提出後、地区担当児童福祉司と里親対応専門員が家庭訪問し、申し込みの動機、家庭状況、職歴、資産、家屋の状況等、委託児童が健全に生活できるかどうか調査をし、所長面接後里親審議会において、里親の適格性について審議し適格と認められた場合登録されます。



★里親登録後の児童相談所との連携について

登録後は、主に里親会、里親対応専門員との連携が必要となります。

里親委託後は、里親対応専門員、担当児童福祉司、児童心理司と里親が連携し、委託児童にとっての最善の支援をしていきます。同時に里親の支援もしていきます。

養育者が日々養育していくことの大変さ、楽しさを児童相談所職員も共に感じたいと思っています。どんな些細なことでも養育者1人で抱え込まないように職員と連携して欲しい。

子育ては、楽しさもありますが厳しさもあります。たとえば、反抗期の対応、真実告知、病気等々様々なことがあります。その都度里親対応専門員を軸にして里親と児童相談所職員がチームワークで乗り越えて行きたいものです。

